

円滑に会社を引継ぐために 事業承継における税務知識

株式の早期移転のメリットと評価額の引き下げについて

アクタス税理士法人

高久田 祐



前回までは、事業承継にかかる税金や株式の評価方法について説明しました。今回は、その評価した株式を後継者へ早期に移転することについてのメリットについて説明するとともに、移転を行いやすくするために株式の評価額を引き下げる方法について説明いたします。

1 後継者への株式の早期移転のメリット

後継者へ早期に株式を移転するメリットは、二つ挙げられます。

① 株式の分散回避

会社の安定的な運営のためには、

(イ) 相続税との税率差を考慮した贈与

相続財産が多額になると見込まれる場合には、贈与税の基礎控除額の範囲内での贈与にこだわらず、贈与税を負担しても110万円を超える贈与をした方が、最終的な税負担が少なくなることもあります。たとえば、1,000万円の贈与に対する贈与税は231万円であり、税負担率は23・1%です。仮に、相続税の税負担率が30%程度になると見込まれる場合であれば、生前に贈与をした方が約7%少ない税負担で1,000万円の財産を移転できます。しかも、贈与によって当然に相続財産が減るので、相続税の負担率も下がることになります。

(ウ) 将来の値上がりが見込まれる場合の対策

贈与税は贈与時の時価で財産を評価し、課税されます。そのため、将来値上がりが見込まれる財産は、相続を待たずに早めに財産を移転する方が、結果的に低い評価額で課税されます。つまり、

毎年利益が出ているような会社の株式は早期移転にメリットがあります。相続税と贈与税の税負担率、さらに価額の上昇や贈与可能な期間も加味し、効果的な額の贈与を実行するのが重要です。

2 自社株式の評価の引き下げ

前述のとおり、株式の早期移転には多くのメリットがありますが、株式の評価額が高い場合には、その移転には大きな税負担が伴います。ここでは株式の移転のためにその評価額を下げる方法を紹介します。

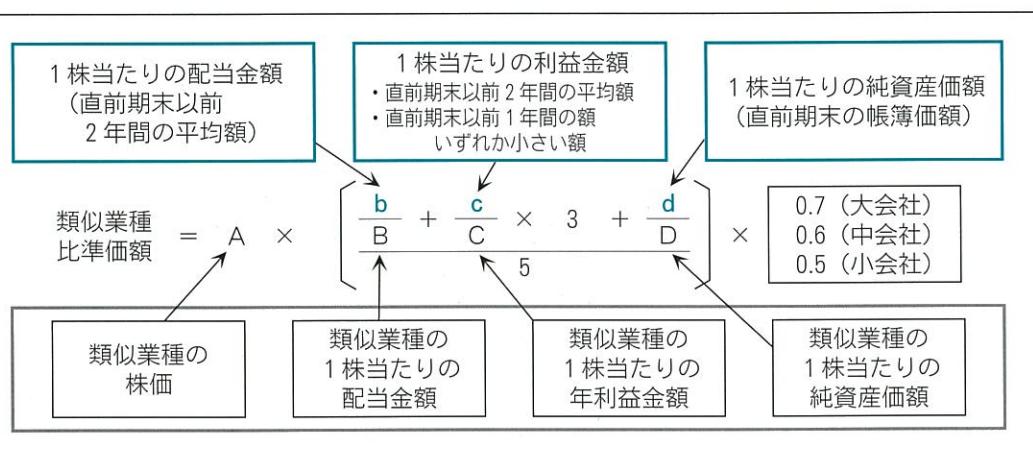
株式の評価を原則的評価方式により行う場合、第3回で解説したとおり、純資産価額方式と類似業種比準方式により計算されます。

ここでのポイントは類似業種比準方式は、配当や利益を抑えることによって、株価そのものを大きく引き下げることができるということです。

類似業種比準方式は下記算式の通り、直前期末以前2年間の配当及び利益、純資産価額の3要素により決定します。それぞれの金額が大きくなれば必然的に評価額は高くなります。中でも利益は他の要素の3倍の影響があります。さらに、利益は連動し

利益を抑えるかが重要なポイントとなります。

配当については、配当を取止め又は減額することによって、抑えることができます。また、通常の配当ではなく、記念配当として支出することができます。によっても同様の効果があります。



利益の引き下げとしては次のようなものが一般的に考えられます。

- ・ 不良在庫の処分
- ・ 従業員への決算賞与
- ・ 含み損のある資産の売却
- ・ 役員退職金の支給
- ・ オペレーティングリースの活用等

ただし、利益や配当を抑えた結果、別な評価方法を取りべき会社に該当し結果的に評価額の引き下げが困難な場合もありますので顧問の税理士にご相談ください。

経営の安定もさることながら、支配の安定も必要となります。支配するため必要な議決権を確保しないと、経営判断の意思決定が遅くなったり、実行できなかつたりするばかりでなく、経営者の地位すら危うくなる可能性があります。そのため、議決権を有する株式の保有は不可欠です。株式を早期に後継者へ移転させることは、この観点から重要です。株式を移転させないまま相続を迎えた場合は、遺産分割の結果、株式が分散してしまった可能性があり、株式を分散を回避する方法として株式の早期移転は大きな意味を持つことがあります。

株式を早期に後継者へ移転させた場合は、遺産分割の結果、株式が分散してしまった可能性があり、株式を分散を回避する方法として株式の早期移転は大きな意味を持つことがあります。

A
ACTUS
CONSULTING MIND

コンサルティングで未来をつくる

アクタス税理士法人

人間力あるコンサルティングサービスを皆様にご提供いたします。

本部/東京都港区赤坂3-2-6 赤坂中央ビル7F
立川事務所/東京都立川市曙町2-34-13
オリンピック第3ビル5F
TEL/042-548-8001 FAX/042-548-8002
ホームページ: <http://www.actus.co.jp/>

各種セミナーを開催しています。